## <学校感染症について>

学校は、発育期の児童・生徒が集団生活をしており、感染症が発生した場合にはまん延するおそれがあります。表にある感染症にかかったときは、感染予防のために「出席停止」となります(欠席にはなりません)。出席停止のねらいは、該当児童・生徒の休養と早期回復、他の児童・生徒への感染防止です。

医師により許可が出ましたら、「学校感染症による欠席届」を提出して登校してください。

## 学校感染症と出席停止期間について

	病名	出席停止期間
第	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、	治癒するまで
—	南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、	(医師の許可があるまで)
種	重症急性呼吸器症候群(病原体が SARS コロナウイルスであ	※感染症の予防及び感染症の患者に対する医
	るものに限る)、鳥インフルエンザ(病原体がインフルエン	療に関する法律第六条第七項から九項までに
	ザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清	規定する「新型インフルエンザ等感染症」、「指
	亜型が H5N1 であるものに限る)、急性灰白髄炎 (ポリオ)、	定感染症」及び「新感染症」は第一種の感染
	ジフテリア、新型コロナウイルス感染症(R2.1.28~)	症と見なす。
第	インフルエンザ(鳥インフルエンザ H5N1 を除く)	発症した後(発熱の翌日を1日目として)5日が経
=		ち、かつ、熱が下がった後2日(幼児にあたって
種		は、3日)が経つまで
	百日咳	特有の咳が出なくなるまでまたは5日間の適正な
		抗生物質製剤による治療が終わるまで
	麻疹(はしか)	解熱後、3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫れが出た後
		5日が経ち、かつ、全身症状が良くなるまで
	風疹(三日ばしか)	発疹が消えるまで
	水痘(水ぼうそう)	全ての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状がなくなっ
		て2日を経過するまで
	結核	病状により、学校医その他の医師において感染の
		おそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により、学校医その他の医師において感染の
		おそれがないと認めるまで
第	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症(0-157 など)、	症状により、学校医その他の医師において感染の
Ξ	腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	おそれがないと認めるまで
種		

## ※以下の感染症については医師の許可が出た上で、登校してください。

病名	登校の目安
手足口病	症状が改善し全身状態が良好
溶連菌感染症	治療開始後24時間経過し、全身状態が良好
伝染性紅斑 (りんご病)	全身状態が良好(発疹期には感染力はない)
感染性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイルスなど)	下痢・嘔吐症状が軽減し、全身状態が良好
ヘルパンギーナ	全身状態が良好
マイコプラズマ感染症	症状が改善し全身状態が良好
RS ウイルス感染症	症状が改善し全身状態が良好

## 学校感染症による欠席届(兼再登校届)

都立品川特別支援学校長 殿
小 • 中年組 氏名
下記の疾患について、月日に医師の診断を受けました。 このため、月日から月日まで欠席させていましたが、登校させますので
ご連絡します。
病名:
受診した医療機関名:
受診した医療機関の電話番号:
令和 <u>年</u> 月 <u>日</u> 保護者名

学校記入欄:出席停止期間(欠席日数から除外する期間) 令和 年 月 日()~ 月 日()